

**第2期 甲州市
子ども・子育て支援事業計画**



令和2年3月
甲州市

■市長あいさつ■

我が国の少子高齢化は年々進行しており、従来の社会システムを再考しなければならない状況になってきています。

このような状況下で、「子ども・子育て支援法」に基づく新制度が施行され、5年が経過しました。

この間、国において平成29年12月の「新しい経済政策パッケージ」において、待機児童の解消に向け、保育の受け皿の整備を加速させるとともに、幼児教育の無償化や高等教育の無償化等の政策を盛り込み、子どもや子育て世代へ大きく政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型とする改革を進めています。その一方で、就労環境や世帯環境の変化により、痛ましい児童虐待の報道が増加しており、制度的な支援だけでなく、一人ひとりの子育てに寄り添う社会的支援が求められる状況になってきています。



本市では、これまで「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、「甲州市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援のための施策の拡充に取り組んでまいりました。この度5年間の取り組みや社会情勢の変化、国の動向を踏まえつつ、保護者や子どもにとってより良い環境を実現することをめざして「第2期甲州市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、様々な場面で支援策を提供することにより、「安心して子どもを産み、健やかに育めるまちづくり」を実現できる環境の確保に引き続き努めてまいります。市民の皆様をはじめ子育てに係る関係者の皆様の一層のご支援、ご協力を賜るとともに、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました甲州市子ども・子育て会議の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月
甲州市長 鈴木 幹夫

<もくじ>

第1章 計画策定の背景と目的	1
1 計画の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第2章 甲州市の現状	4
1 人口・世帯数等の推移	4
2 子どもを取り巻く環境	7
3 子ども・子育てニーズ調査の概要と結果	10
第3章 これまでの取り組み状況	15
1 国の取り組み	15
2 県の取り組み	16
3 市の取り組み	16
第4章 施策の展開	17
1 基本理念	17
2 4つの基本方針	17
3 施策の体系と関連計画との役割分担	18
第5章 子ども・子育て支援事業の推進	19
1 基本的な考え方	19
2 教育・保育の量の見込み	23
3 地域子ども・子育て支援事業（13事業）	24
第6章 子育てしやすい環境の整備	31
1 地域における居場所づくり	31
2 特別な支援を必要とする子どもへの支援	32
3 経済的な支援	33
4 子育てにやさしいまちづくり	34
5 次の世代の育成	35
第7章 計画の評価と見直し	38
1 計画の推進体制	38
2 進捗状況の管理	38
資料編	39

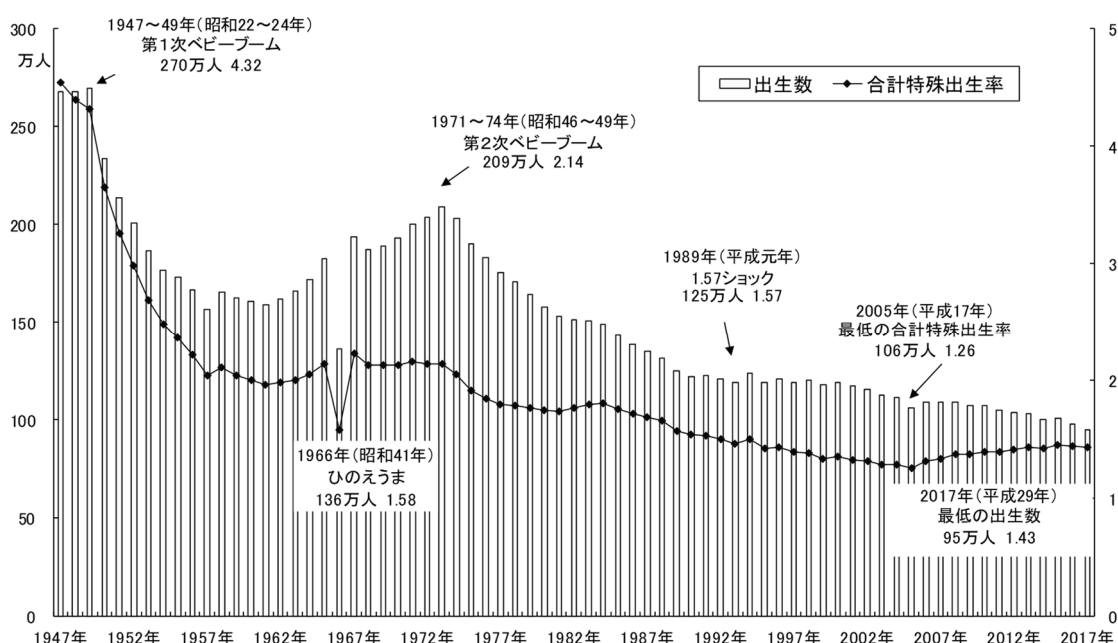
第1章 計画策定の背景と目的

1 計画の背景・趣旨

(1) 社会的な背景

わが国の出生数は、平成29年は94万6,065人となり、昭和22年以降、過去最低となっています。また、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる合計特殊出生率は、平成29年は1.43となり、前年より低下したものの、過去最低となった平成17年の1.26を底として微増傾向が続いています。しかし、将来にわたって人口を維持するために必要とされる2.08をいまだ大きく下回っています。

このような少子化の進行は、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであると懸念されています。



(2) 計画の趣旨

少子高齢化が進む中、国では、平成22年1月に少子化社会対策会議の決定に基づいて、子ども・子育て支援新制度についての検討を始めました。その後、基本的方向や基本制度案要綱等によって内容の具体化が進められてきましたが、平成23年7月の社会保障・税一体改革に関する閣議報告において、社会保障改革の一環に位置付けられたことから、検討が進みました。平成24年8月には社会保障制度改革推進法とあわせて、子ども・子育て関連3法が公布され、以下のような制度改正等が行われていました。

- ① 子育て支援関連事業に対する財政支援制度等の創設
- ② 地域の実情に応じた子ども・子育て支援制度の充実
- ③ 市町村が実施主体となった事業の実施
- ④ 子ども・子育て会議の設置

これに基づき、平成 27 年 3 月に策定した「甲州市子ども・子育て支援事業計画（以下「第 1 期計画」とします）」は、子ども・子育て支援の取り組みを一層促進するためものです。この計画では、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容やその時期を定めることで、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくための体制づくりを進めました。

また、第 1 期計画では乳幼児期における母子の健康、教育の充実、子育てと仕事の両立、地域における子育て支援等について示した甲州市次世代育成支援地域行動計画と一体的に推進してきました。

第 1 期計画策定後、国からは、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「子育て安心プラン」（平成 29 年）が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M 字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への寄り添う支援の促進といった方向性が打ち出されています。

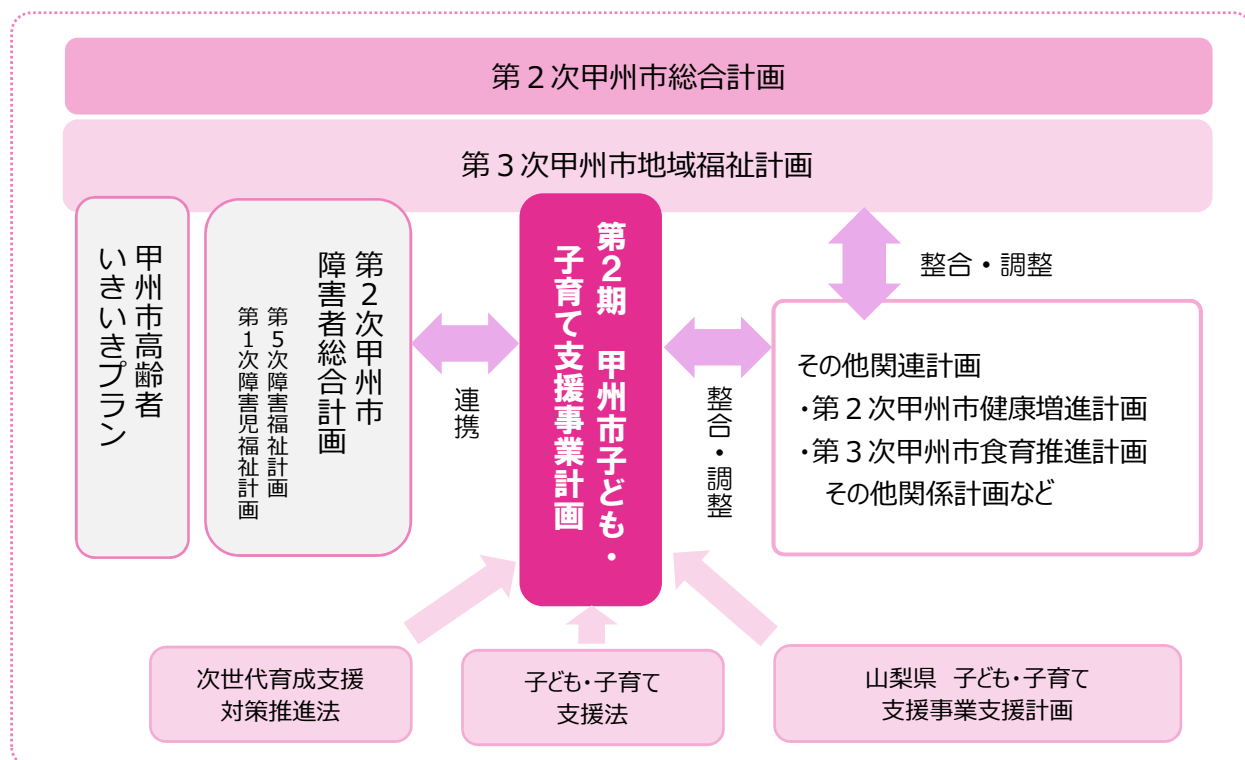
また、令和元年 10 月から、3～5 歳までのすべての子ども及び 0～2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無償化されました。こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、市の現状に適したさらなる施策を推進していきます。



2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画です。
また、次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定する次世代育成支援地域行動計画として、本市で次世代育成に関して引き続き取り組むべき内容についても定めています。

この計画の実施にあたっては、上位計画である甲州市総合計画や関連する他の計画、県の子ども・子育て支援事業支援計画との整合・調整を図っていきます。特に、障害児支援の整備にあたっては、障害児福祉計画との連携を図ります。



3 計画の期間

この計画は、令和2年度～令和6年度の5年間とします。なお、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても、年度ごとに点検・評価をしていきます。

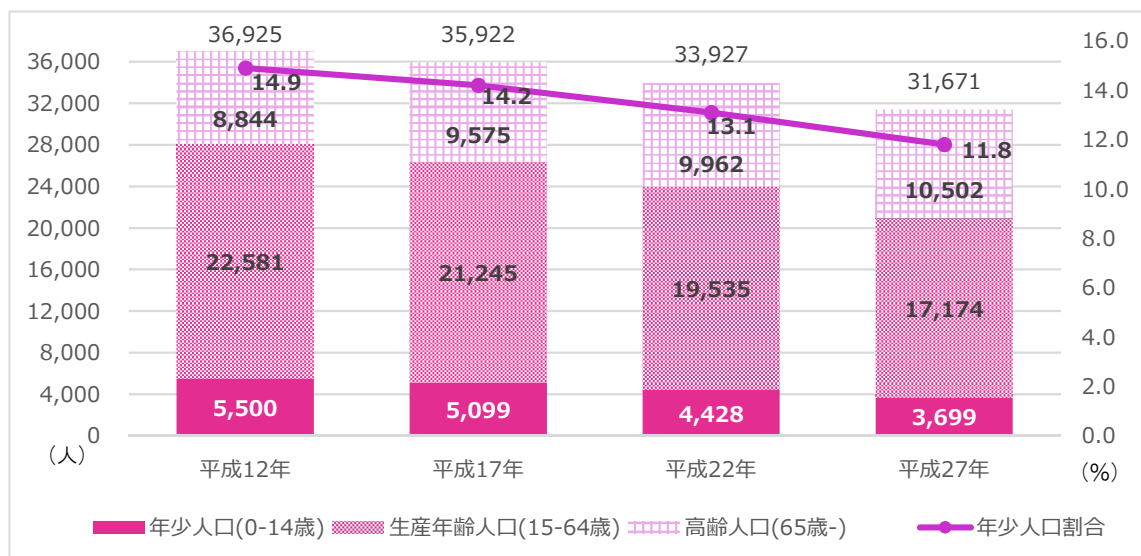
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
甲州市子ども・子育て支援事業計画 〔第1期〕					甲州市子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕					
		見直し 中間		計画策定 第2期			見直し 中間		計画策定 第3期	

第2章 甲州市の現状

1 人口・世帯数等の推移

(1) 年齢3区分人口、年少人口割合の推移

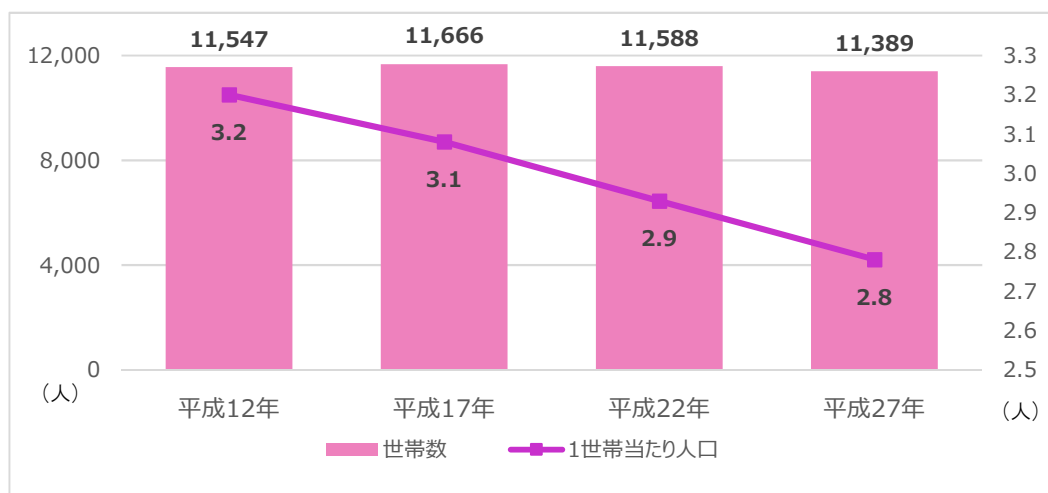
本市の人口は減少傾向で推移しており、平成27年の人口は31,671人となっています。また、0歳～14歳の年少人口についても減少傾向で推移しています。



(国勢調査) ※平成17年以前は旧塩山市、旧勝沼町、旧大和村の合計

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数の推移をみると、微減傾向となっています。また、1世帯当たり人口も減少しており、核家族化や単身世帯化といった影響がうかがわれます。



(国勢調査)

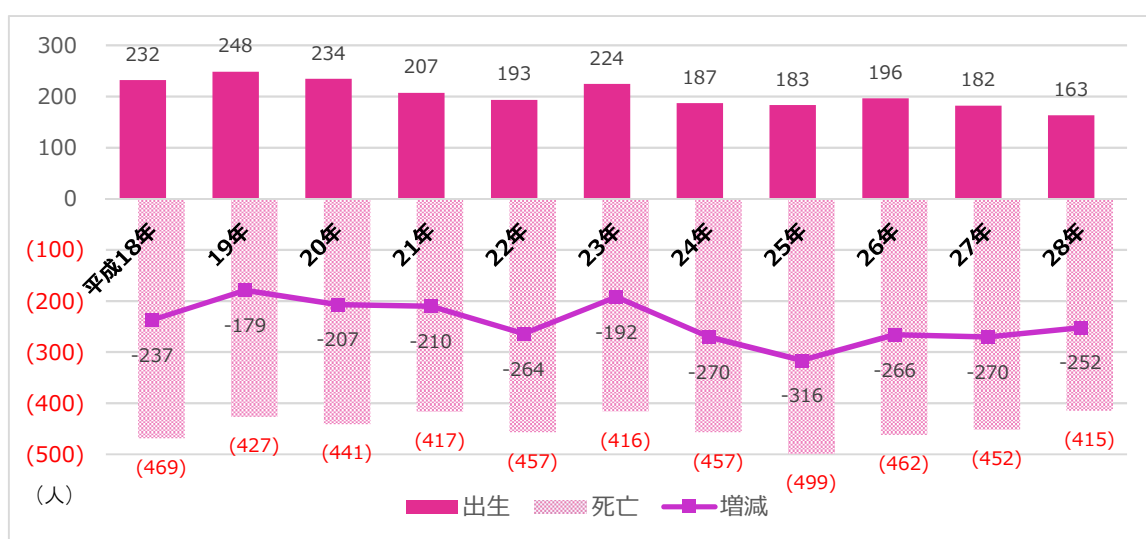
(3) 合計特殊出生率と自然動態

本市の出生数をみると、減少傾向で推移しています。また、合計特殊出生率は平成 24 年時点で 1.35 となっており、全国と近い水準となっています。

	平成 10 年～14 年	平成 15 年～19 年	平成 20 年～24 年
全国	1.36	1.31	1.38
山梨県	1.49	1.41	1.45
甲州市	1.54	1.45	1.35

(人口動態調査)

また、自然動態をみると、いずれの年も出生数より死亡数が多く、マイナスでの推移となっています。



(甲州市戸籍住民課)

(4) 世帯類型の推移

平成 27 年の国勢調査によると、本市の一般世帯のうち 6 歳未満児のいる世帯は 7.6% で、県全体よりもやや低い水準となっており、平成 22 年と比較すると 1.4 ポイントの減少となっています。

また、ひとり親世帯の割合をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

	一般世帯数	6 歳未満児が いる世帯数	18 歳未満児 がいる世帯数	3 世代世帯数	男親と子から なる世帯	女親と子から なる世帯
山梨県 (H22)	327,075 (%)	31,343 9.6%	82,576 25.2%	32,969 10.1%	4,540 1.4%	25,245 7.7%
甲州市 (H22)	11,575 (%)	1,043 9.0%	3,072 26.5%	1,718 14.8%	179 1.5%	997 8.6%
山梨県 (H27)	330,375 (%)	27,934 8.5%	74,155 22.4%	26,136 7.9%	4,807 1.5%	26,146 7.9%
甲州市 (H27)	11,367 (%)	863 7.6%	2,643 23.3%	1,337 11.8%	175 1.5%	999 8.8%

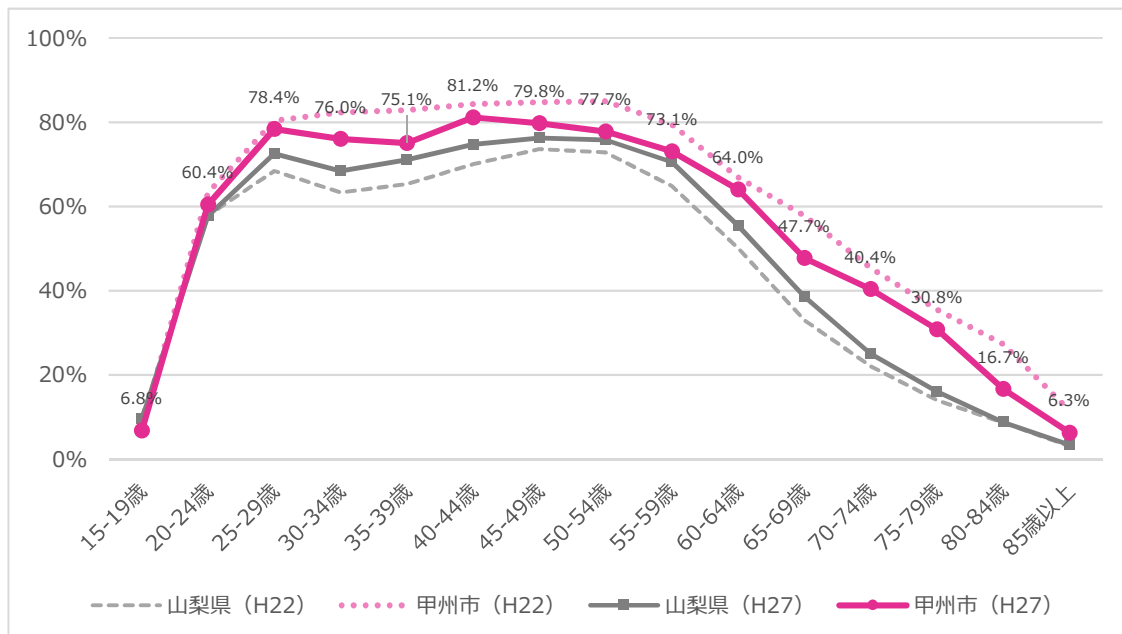
(国勢調査)

(5) 女性就業率

平成 27 年の国勢調査によると、本市の女性の就業率は平成 22 年から 8.8 ポイント減少していますが、県や国と比較すると高い水準となっています。

	全国	山梨県	甲州市
平成 22 年	44. 7%	46. 6%	60. 7%
平成 27 年	45. 4%	48. 3%	52. 0%

また、本市の年齢別の女性就業率をみると、多くの年代において就業率が高いことから全体的にはゆるやかなM字カーブとなっていますが、平成 22 年と比較すると 30 代の就業率がやや下がり、M字曲線が分かりやすくなっています。



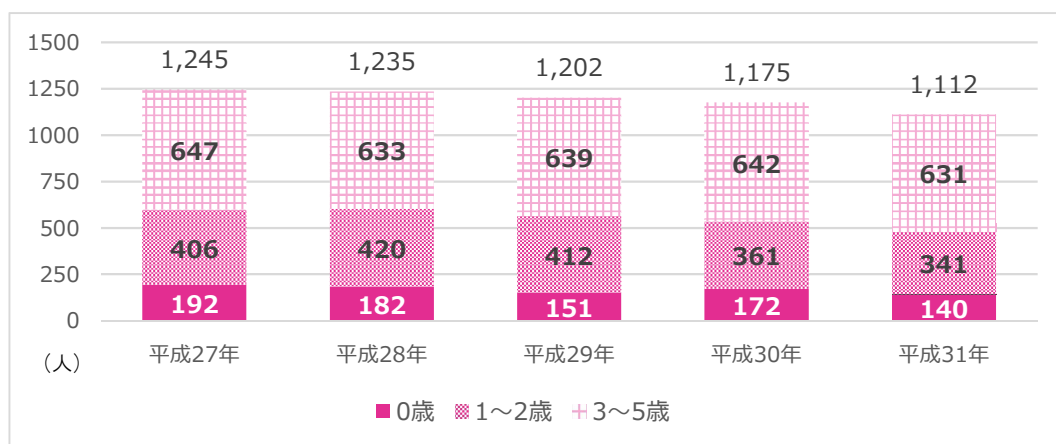
(国勢調査)



2 子どもを取り巻く環境

(1) 未就学児童を取り巻く環境

本市の未就学児童（0歳～5歳）人口の推移をみると、平成27年から平成31年にかけて1,245人から1,112人へと133人減少しています。



市内には公立保育所が4か所、私立保育園が2か所、認定こども園が7か所開設されています。

■公立保育所

名称	所在地	電話	認可定員
甲州市立松里保育所	塩山小屋敷 1403 番地	33-4130	70 人
甲州市立奥野田保育所	塩山熊野 597 番地	33-4132	80 人
甲州市立東雲保育所	勝沼町小佐手 410 番地	44-0394	90 人
甲州市立大和保育所	大和町初鹿野 1685 番地 6	48-2158	45 人

※大藤保育所、神金保育所は休園中

■私立保育園

名称	所在地	電話	認可定員
みいづ保育園	塩山上井尻 692 番地 1	33-6842	60 人
勝沼保育園	勝沼町等々力 1457 番地 1	44-0430	100 人

■私立認定こども園

名称	所在地	電話	認可定員
塩山カトリック幼稚園（幼稚園型）	塩山上於曽 1351 番地	33-2748	1 号：44 人 2・3 号：56 人
たんぽぽこども園（幼保連携型）	塩山上於曽 445 番地 1	33-2487	1 号：20 人 2・3 号：110 人
塩山愛育園（保育所型）	塩山上於曽 1217 番地	33-2072	1 号：15 人 2・3 号：120 人
千野保育園（保育所型）	塩山千野 3653 番地	33-2624	1 号：15 人 2・3 号：85 人
泉保育園（幼保連携型）	塩山上塩後 10 番地 3	33-3016	1 号：6 人 2・3 号：84 人
赤尾保育園（幼保連携型）	塩山赤尾 713 番地 1	33-2068	1 号：15 人 2・3 号：115 人
岩崎保育園（幼保連携型）	勝沼町下岩崎 1731 番地 3	44-1524	1 号：17 人 2・3 号：113 人

■ 保育所などで実施している特別保育事業（平成 31 年 4 月現在）

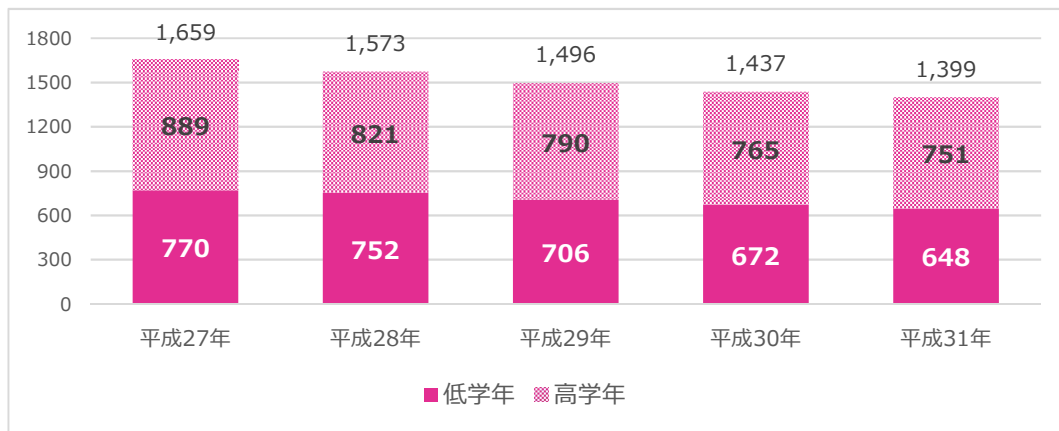
		一時預かり	延長保育	病後児保育	体調不良児 保育	障害児保育
公立保育所 施設	松里保育所	●	●			●
	奥野田保育所	●	●			●
	東雲保育所	●	●			●
	大和保育所	●	●			●
私立保育園	みいづ保育園	●	●			●
	勝沼保育園	●	●			
私立認定 こども園	塩山カトリック幼稚園	●	●			
	たんぼぼこども園	●	●		●	●
	塩山愛育園		●			●
	千野保育園		●	●	●	●
	泉保育園	●	●			●
	赤尾保育園	●	●			●
	岩崎保育園	●	●			●

■ 保育所などの利用状況（平成 31 年 4 月現在）

		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
公立保育所 施設	松里保育所	2	4	4	7	6	7	30
	奥野田保育所	2	6	4	12	6	14	44
	東雲保育所	1	7	1	12	11	12	44
	大和保育所	0	4	2	5	6	7	24
私立保育園	みいづ保育園	0	6	8	14	11	9	48
	勝沼保育園	1	5	13	13	16	18	66
私立認定 こども園	塩山カトリック幼稚園	0	6	5	18	20	13	62
	たんぼぼこども園	6	19	23	25	24	22	119
	塩山愛育園	5	17	18	31	26	26	123
	千野保育園	5	12	15	18	20	15	85
	泉保育園	3	10	12	9	20	16	70
	赤尾保育園	5	18	22	24	25	25	119
	岩崎保育園	4	16	15	25	32	23	115
市外の教育・保育施設を利用		1	12	5	15	15	15	63
合計		35	142	147	228	238	222	1,012

(2) 小学生を取り巻く環境

本市の小学生（6歳～11歳）人口の推移をみると、平成27年から平成31年にかけて1,659人から1,399人へと260人減少しています。



■市内の児童館・児童クラブ

名称	所在地	電話
塩山南児童クラブ	甲州市塩山下於曽1021番地3（塩山南児童センター内）	33-7900
塩山西児童クラブ	甲州市塩山上於曽984番地1（旧塩山診療所内）	33-2625
塩山北児童クラブ	甲州市塩山千野3409番地4（塩山北児童センター内）	33-7800
松里児童クラブ	甲州市塩山小屋敷1353番地（松里公民館内）	33-7100
奥野田児童クラブ	甲州市塩山熊野964番地1（奥野田公民館内）	33-7901
大藤児童クラブ	甲州市塩山中萩原658番地6（大藤公民館内）	33-7902
井尻児童クラブ	甲州市塩山上井尻1675番地（井尻公民館内）	33-7903
玉宮児童クラブ	甲州市塩山竹森3381番地（玉宮公民館内）	33-7907
神金児童クラブ	甲州市塩山上萩原9番地（神金公民館内）	33-7930
勝沼児童クラブ	甲州市勝沼町勝沼1281番地2（勝沼中央公民館内）	44-2159
祝児童クラブ	甲州市勝沼町下岩崎1002番地1（祝ふれあい親子館内）	44-5514
東雲児童クラブ	甲州市勝沼町休息1565番地1（東雲ふれあい親子館内）	44-3723
菱山児童クラブ	甲州市勝沼町菱山1204番地（旧菱山保育所）	44-0628
大和児童クラブ	甲州市大和町初鹿野1693番地1	48-2014

3 子ども・子育てニーズ調査の概要と結果

(1) 調査の目的

本調査は、令和2年度より始まる「第2期甲州市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた基礎データを得るために、子育てに対する支援のニーズや課題、意識、意向等の把握を目的として実施したものです。

(2) 調査の方法と回収状況

平成31年1月に実施し、2種のアンケートを以下の対象者に実施しました。それぞれの回収率は以下の通りです。

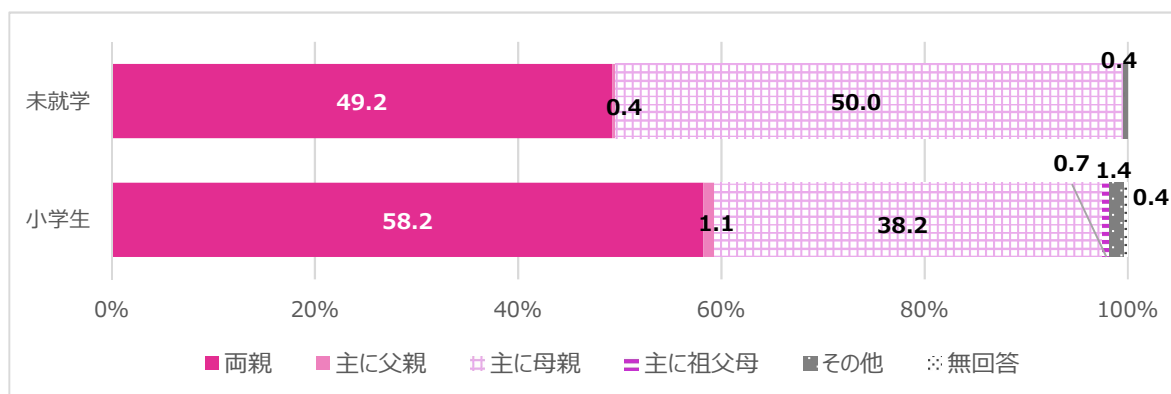
調査対象	調査数	調査方法	対象者	有効回収※票数と有効回収率
未就学児童世帯（保護者）	450	郵送配付	無作為抽出	266 59.1%
小学生世帯（保護者）	450	郵送配付	無作為抽出	285 63.3%

※有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと。

(3) 子ども・子育てニーズ調査結果

① お子さんの子育てを主に行っている方について（未就学 n=266、小学生 n=285）

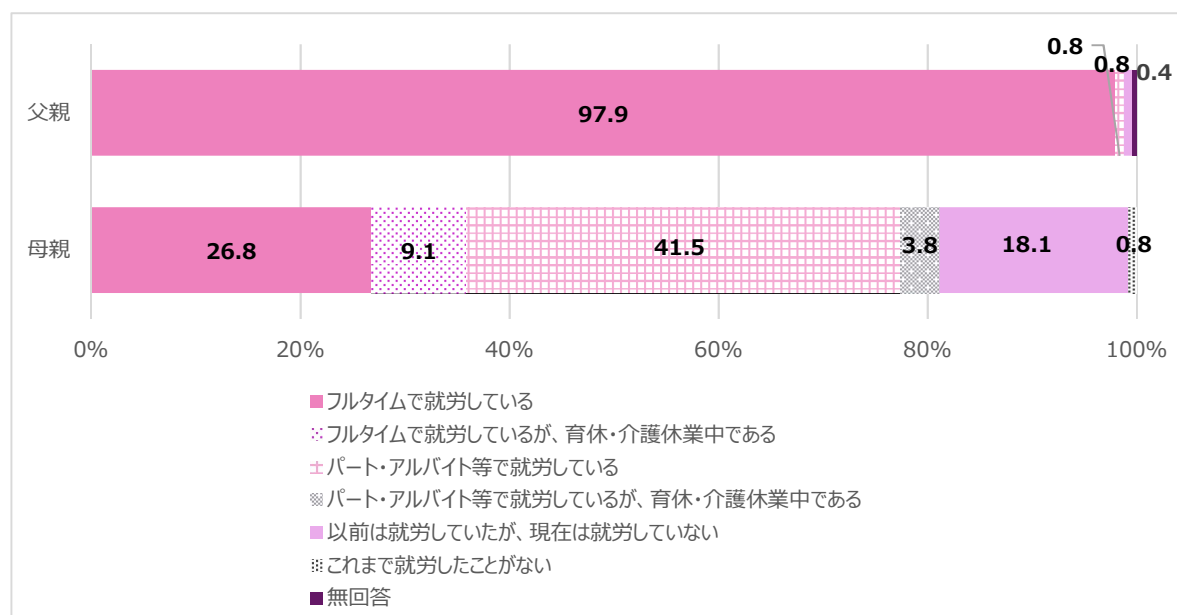
※グラフ等における「n」は、集計対象者数を表しています。



子育てを主に行っている方について、未就学児童保護者では、もっとも多い回答が「主に母親」で50.0%、ついで多い回答が「両親」で49.2%となっていました。

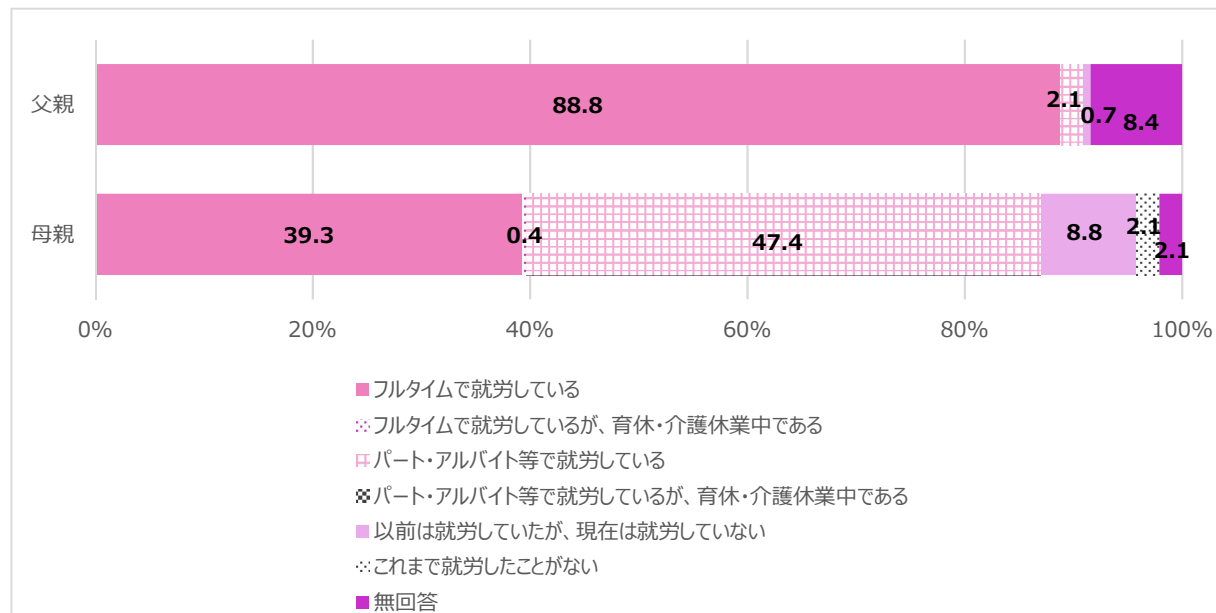
また、小学生保護者では、もっとも多い回答が「両親」で58.2%、ついで多い回答が「主に母親」で38.2%となっていました。未就学児童保護者と小学生保護者を比較すると、小学生保護者の「主に母親」と回答した割合は少なく、未就学期において母親の負担感が強い可能性があります。

②保護者の就労状況について（未就学 n=266）



保護者の就労状況について、未就学児童保護者では、父親は「フルタイムで就労している」が97.9%と最も多く、母親は「パート・アルバイト等で就労している」が41.5%と最も多くなっていました。

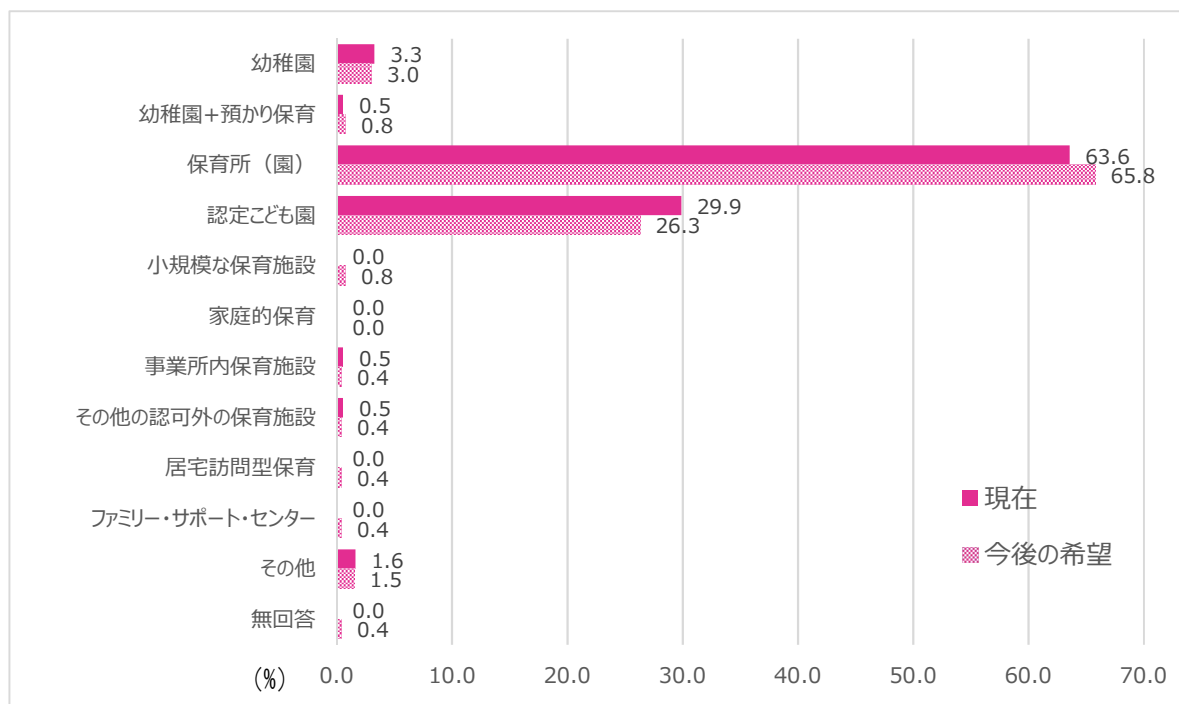
② 保護者の就労状況について（小学生 n=285）



保護者の就労状況について、小学生保護者では、父親は「フルタイムで就労している」が88.8%と最も多く、母親は「パート・アルバイト等で就労している」が47.4%と最も多くなっていました。

④ 幼稚園・保育園などの利用状況と希望について（未就学／現在：n=184、 希望：n=266）

※現在の利用状況は、幼稚園・保育園など利用中の保護者のみ回答



幼稚園・保育園などの現在の利用状況と今後の希望について、いずれももっとも多い回答が「保育園（園）」で6割以上、ついで多い回答が「認定こども園」で約3割となっています。現在の利用と今後の希望で顕著な差はありませんでした。

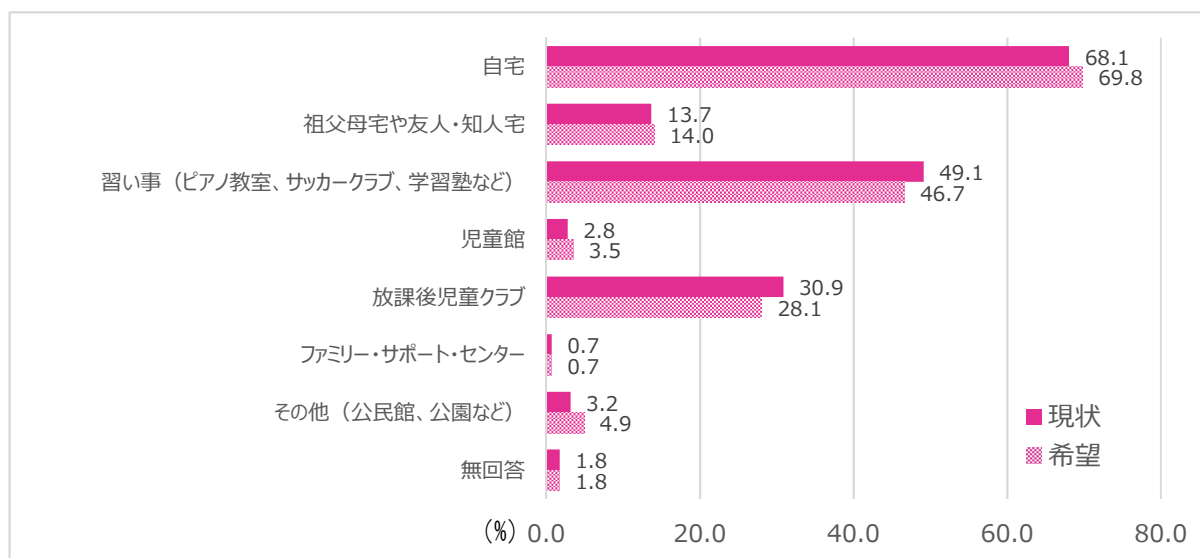
一方、「現在、幼稚園・保育園などの事業を利用していない」保護者の今後の希望については以下の通りです。

<現在事業を利用していない保護者の「今後の希望」>

	(人)	(%)
幼稚園	4	4.9%
幼稚園+預かり保育	1	1.2%
保育園（園）	60	73.2%
認定こども園	15	18.3%
小規模な保育施設	1	1.2%
無回答	1	1.2%
合計	82	100%

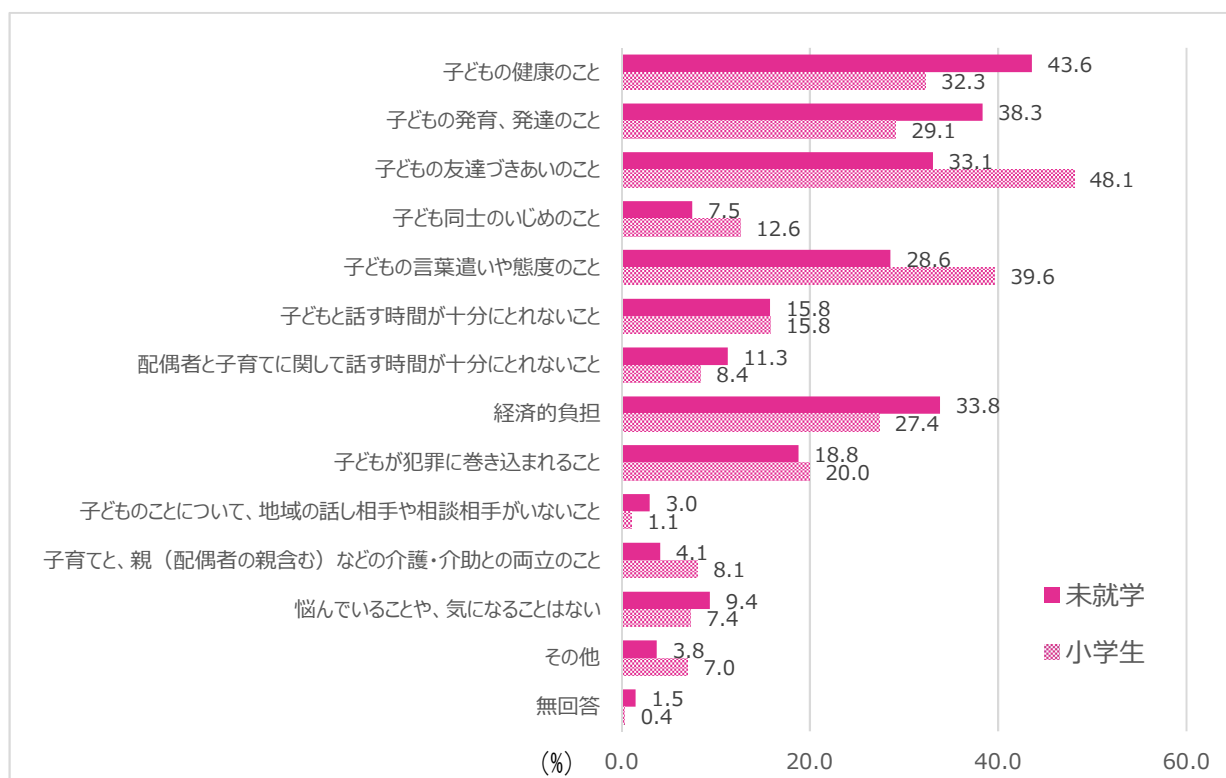
もっとも多い回答が「保育園」で73.2%、ついで多い回答が「認定こども園」で18.3%となっていました。

⑤放課後の時間をどのような場所で過ごすか、現状と希望について（小学生／n=285）



放課後を過ごす場所の現状と希望について、もっとも多い回答が「自宅」で約7割、ついで多い回答が「習い事」で約5割となっています。現在の利用と今後の希望で顕著な差はありませんでした。

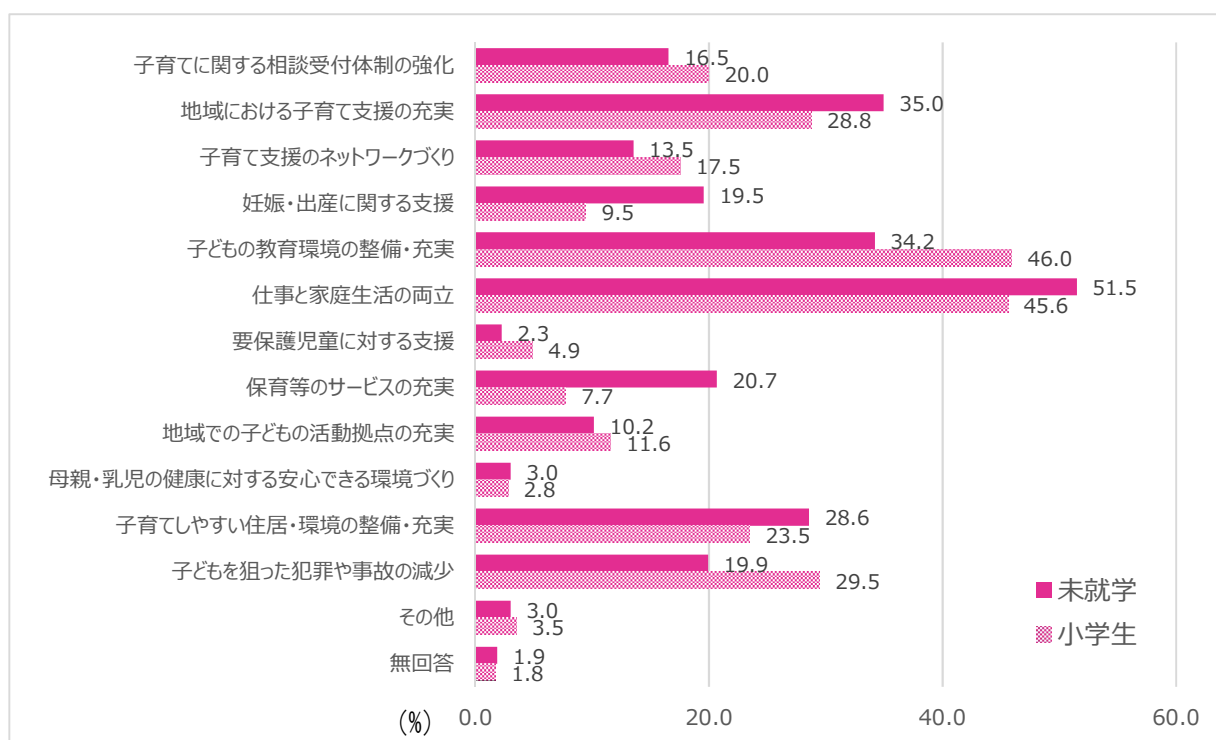
⑥子育ての悩みについて（未就学 n=266、小学生 n=285）



子育ての悩みについて、未就学児童保護者では、もっとも多い回答が「子どもの健康のこと」で43.6%、ついで多い回答が「子どもの発育・発達のこと」で38.3%となっていました。

また、小学生保護者では、もっとも多い回答が「子どもの友達づきあいのこと」で48.1%、ついで多い回答が「子どもの言葉遣いや態度のこと」で39.6%となっており、子どもの成長にしたがって、他者とのコミュニケーションに関する悩みが増えているという傾向がありました。

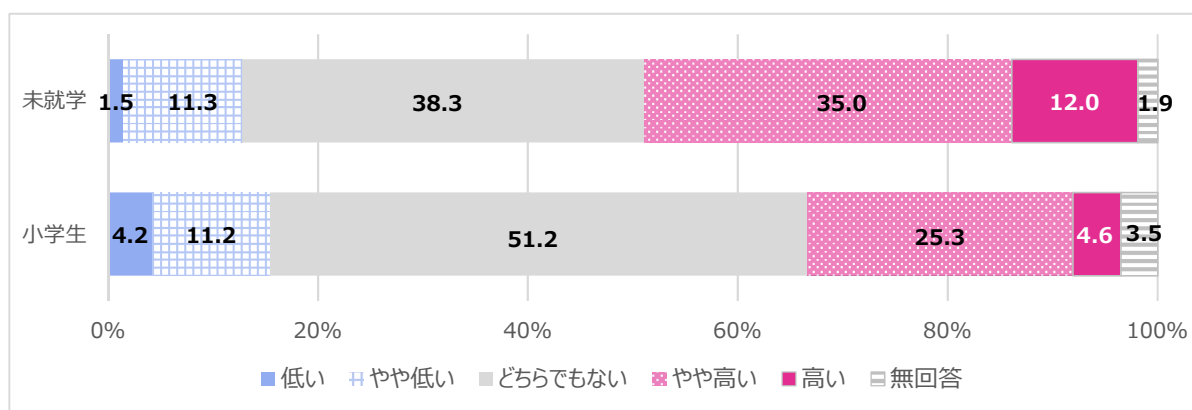
⑦子育てをする中で有効と考える支援や政策について（未就学 n=266、小学生 n=285）



子育てをする中で有効と考える支援や政策について、未就学児童保護者では、もっとも多い回答が「仕事と家庭生活の両立」で51.5%、ついで多い回答が「地域における子育て支援の充実」で35.0%となっていました。

また、小学生保護者では、もっとも多い回答が「子どもの教育環境の整備・充実」で46.0%、ついで多い回答が「仕事と家庭生活の両立」で45.6%となっていました。

⑧甲州市の子育て環境や支援の満足度について（未就学 n=266、小学生 n=285）



甲州市の子育て環境や支援の満足度について、未就学児童保護者では、もっとも多い回答が「どちらでもない」で38.3%、ついで多い回答が「やや高い」で35.0%となっています。

また、小学生保護者では、もっとも多い回答が「どちらでもない」で51.2%、ついで多い回答が「やや高い」で25.3%となっていました。未就学児保護者と小学生保護者を比較すると、小学生保護者のほうが肯定的な回答の割合が低く、「どちらでもない」が特に高くなっていました。

第3章 これまでの取り組み状況

1 国の取り組み

平成元年の合計特殊出生率が、丙午という特殊要因により、過去最低となっていた昭和41年の1.58を下回る1.57となった（1.57ショック）ことから、国では、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など、子どもを生み育てやすい環境を実現するための計画が策定されました。

時期	名称	内容・期間等
平成6年12月	「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）	今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策
平成11年12月	「少子化対策推進基本方針」及び「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）	平成12年度～平成16年度 保育関係だけでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた幅広い内容
平成15年7月	「次世代育成支援対策推進法」	地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進する
平成15年7月	「少子化社会対策基本法」	少子化社会において講じられる施策の基本理念等
平成16年6月	「少子化社会対策大綱」	国をあげて取り組むべき極めて重要なものと位置づけ、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的行動」を提示
平成18年6月	「新しい少子化対策について」	家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革と、子どもの成長に応じた子育て支援策
平成19年12月	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	「ワーク・ライフ・バランスの実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」
平成22年1月	新しい「少子化社会対策大綱」	子ども・子育ての新しい制度の検討を開始
平成24年8月	「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法	保育所や幼稚園等の制度改正を中心とした新制度
平成27年4月	子ども・子育て支援新制度	子育て支援サービスの需給の見込量や提供方策等をきめ細かく計画し、行政・企業・地域が協働して取り組む

2 県の取り組み

県においても、国の制度と同期する形で子育て支援を中心とした少子化対策のための計画を策定し、事業を実施しています。

時期	名称	内容・期間等
平成 9 年 3 月	児童育成計画「やまなしエンゼルプラン」	国のエンゼルプランに対応
平成 17 年 2 月	「やまなし子育て支援プラン」 (前期計画)	次世代育成支援対策推進法による
平成 22 年 3 月	「やまなし子育て支援プラン」 (後期計画)	次世代育成支援対策推進法による
平成 27 年 3 月	やまなし子ども・子育て支援プラン	子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法による

3 市の取り組み

国や県の指針を受けて、平成 16 年度に合併前の各市町村において、次世代育成支援地域行動計画策定のためのニーズ調査を行い、平成 17 年度に次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく計画を各市町村で策定しました。また平成 17 年 11 月の市町村合併により、平成 18 年度に甲州市として「甲州市次世代育成支援地域行動計画」を策定し、その後、平成 22 年 3 月に平成 22 年度から平成 26 年度を計画期間とする「後期行動計画」を策定しました。

平成 27 年 3 月に「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、「次世代育成支援対策推進法」に基づき進めてきた内容を一体的なものとする「甲州市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

時期	取り組み内容	備考
平成 16～17 年度	各市町村において次世代育成支援地域行動計画を策定	旧塩山市、旧勝沼町、旧大和村でそれぞれ実施
平成 18 年度	「甲州市次世代育成支援地域行動計画」(前期行動計画)	次世代育成支援対策推進法による
平成 22 年 3 月	「甲州市次世代育成支援地域行動計画」(後期行動計画)	次世代育成支援対策推進法による
平成 25 年 12 月	子ども・子育て会議発足	子ども・子育て支援事業計画策定のため
平成 26 年 1 月	住民アンケートの実施	子ども・子育て支援事業計画策定のため
平成 27 年 3 月	甲州市子ども・子育て支援事業計画(第 1 期計画)	

第4章 施策の展開

1 基本理念

「安心して子どもを産み、健やかに育めるまちづくり」

第2期甲州市子ども・子育て支援事業計画における基本理念は、第1期計画を継承し『安心して子どもを産み、健やかに育めるまちづくり』とします。

少子高齢化が進むなかで、地域の将来を支えていく次の世代を育成していくためには、安心して子どもを産み、健やかに育める子育て環境を引き続き整えていく必要があります。

2 4つの基本方針

この基本理念を実現するために、どのように子育て支援事業などに取り組んでいくかといった方向性を示すものとして、第1期計画を継承し、以下の4つの基本方針とします

基本方針1 子どもの視点に立ち、保護者に寄り添う支援

この計画の中心は子どもです。そのため、子どもの視点に立って進めていくことが重要です。

また、国が示している基本指針のなかで、子育て支援とは、「地域や社会が保護者に寄り添い」、「子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援」としており、それに沿った取り組みを進めていきます。

基本方針2 妊娠から学齢期までの切れ目のない支援

妊娠・出産から保育所等に入所するまでの期間や保育所等を卒園して小学校に入学する時期など、子どもの発達段階や保護者のライフサイクルの変化が起こった時に、必要とする支援が途切れることが無いように、妊娠・出産期から学齢期まで、子どもの発達段階の特性を踏まえ、切れ目のない支援を進めていきます。

基本方針3 社会全体による支援

子育ては、個人や家庭だけでなく、行政や地域、企業も含めた社会のあらゆる分野における構成員が、基本理念を共有して、子どもと保護者を地域全体、また社会全体で支えていくことが重要になってきます。地域社会における子育ての意義の理解が一層進み、地域社会全体が子どもと子育て家庭に寄り添い、支えられる体制づくりを進めていきます。

基本方針4 利用者の視点に立ったサービスの質の確保

ライフスタイルや働き方、子育てに関する価値観が多様化する中で、幼児期の教育・保育サービスに対する様々なニーズへの対応を図るなど、教育・保育サービスの質の向上に努めていきます。

3 施策の体系と関連計画との役割分担

(1) 施策の体系

この計画の具体的な施策としては、子ども・子育て支援法に規定されている子ども・子育て支援事業の推進が中心となります。また、基本理念である『安心して子どもを産み、健やかに育めるまちづくり』を実現するために、「子ども・子育て支援事業の推進」と「子育てしやすい環境の整備」の2つを両輪として施策に取り組み、充実を図ります。

項目	主な取り組み内容
子ども・子育て支援事業の推進	①教育・保育 ②地域子ども・子育て支援事業 ③子ども・子育て支援事業の推進のための取り組み
子育てしやすい環境の整備	①地域における居場所づくり ②特別な支援を必要とする子どもへの支援 ③経済的な支援 ④子育てにやさしいまちづくり ⑤次の世代の育成

(2) 関連計画との役割分担

安心して子どもを産み、健やかに育めるまちづくりを進め、地域の将来を支えていく次の世代を育成していくためには、子ども・子育て支援事業の推進や子育て環境の整備を進めるとともに、母子保健や教育、男女の共同参画など広範な取り組みを一体的に推進することが必要となります。

第1期計画に引き続き、市で策定している以下の計画と連携することで、様々な分野における取り組みが連動するように計画を進めていきます。

■ 関係計画が対象としている主な範囲

	妊娠出産期	乳児期 (概ね1歳未満)	幼児期 (概ね3歳未満)	幼児期 (概ね3歳以上)	学齢期
職場	第2次甲州フルーティー夢プラン				
家庭					
地域	甲州市母子保健計画				
保育施設					
教育施設	第2期甲州市子ども・子育て支援事業計画				
	第2次甲州市教育振興基本計画				

※主な範囲であり、それぞれ計画としては全体を対象としている。

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1 基本的な考え方

(1) 子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法で規定された保育所、幼稚園などの教育・保育、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、時間外保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの地域子ども・子育て支援事業は、この計画の基本理念を実現するための中心的な取り組みとなります。

ここでは、子ども・子育て支援法に基づいて、市町村子ども・子育て支援事業計画で定めることとされている以下の事業の量の見込みと、提供体制の確保の内容（確保方策）をまとめています。

対 象 事 業	
■教育・保育（教育・保育における認定区分ごと※）	
①	1号認定
②	2号認定（幼稚園を希望）
③	2号認定（保育所等を希望）
④	3号認定（0歳児）
⑤	3号認定（1・2歳児）
■地域子ども・子育て支援事業	
①	時間外保育事業
②	放課後児童健全育成事業
③	子育て短期支援事業
④	地域子育て支援拠点事業
⑤	一時預かり事業
⑥	病児・病後児保育事業
⑦	子育て援助活動支援事業
⑧	利用者支援事業
⑨	妊婦健診事業
⑩	乳児家庭全戸訪問事業
⑪	養育支援訪問事業
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【※教育・保育における認定区分】

- ① 1号認定：教育を希望し、幼稚園や認定こども園の利用が想定されている3歳以上の児童
- ② 2号認定：保育の必要性が高く、保育所や認定こども園等の利用が想定されている3歳以上の児童
- ③ 3号認定：保育の必要性が高く、保育所や認定こども園等の利用が想定されている3歳未満の児童

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	推計の区分
1号認定	3～5歳	主に教育	低い	1号認定
2号認定		主に保育	高い	2号認定（幼稚園）
3号認定	2号認定（保育所）			
	3号認定（0歳）			
	3号認定（1・2歳）			

(2) 教育・保育提供区域の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに量の見込みと提供体制の確保の内容を定める必要があります。

現在の保育園等施設の立地状況に加え、子育て世代をはじめ市民の移動手段は自家用車が一般的であり、乳幼児期の子育て支援を行う中核施設に円滑にアクセスできることから、全サービスについて市内を【1区域】として、柔軟性のある需給調整を行っていきます。

(3) 量の見込みの推計方法

令和2年度から令和6年度までの計画期間中に必要となる子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計は、以下の方法により行いました。

■量の見込みの算出方法

- ① 計画期間の各年度における年齢別の児童数を推計
- ② アンケート調査結果を家庭類型(※)ごとに分類し、各事業の利用意向を算出
- ③ ①と②を掛け合わせることで、各年度におけるニーズを推計



※家庭類型（アンケート結果から分類）

タイプ	親の就労状況（潜在ニーズ）
タイプA	ひとり親
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（月 120 時間以上＋下限 48 時間～120 時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下限 48 時間～120 時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パート×パート（双方月 120 時間以上＋下限 48 時間～120 時間の一部）
タイプE'	パート×パート（いずれかが下限時間未満＋下限 48 時間～120 時間の一部）
タイプF	無業×無業

⇒保育の必要性が高い家庭類型：A、B、C、E （2号認定、3号認定）

⇒保育の必要性が低い家庭類型：C'、D、E'、F（1号認定）

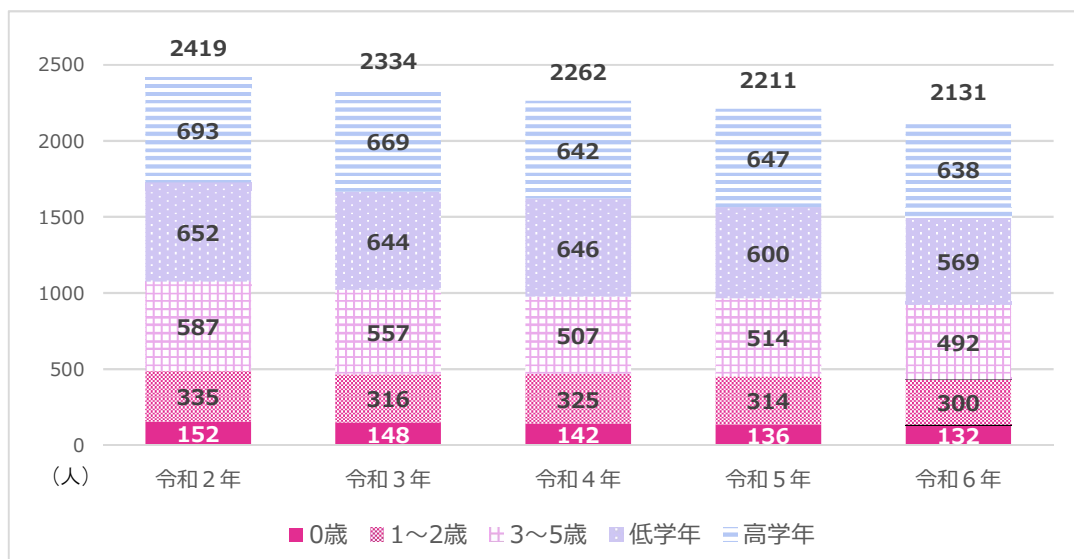
（４） 子どもの数と家庭類型の推計

計画期間中における子どもの数について、コーホート変化率法（※）にて平成 26～31 年度の人口を基準として、令和 2 年度から令和 6 年度までの 0 歳～11 歳の子どもの数を推計しました。

年齢	実 績					推 計				
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0	192	182	151	172	140	152	148	142	136	132
1	205	209	194	162	182	150	163	159	152	145
2	201	211	218	199	159	185	153	166	162	155
3	214	208	206	228	206	163	189	156	170	166
4	207	219	205	209	218	205	162	188	155	169
5	226	206	228	205	207	219	206	163	189	157
6	256	229	209	230	207	210	222	209	164	191
7	264	259	239	208	234	210	214	225	213	167
8	250	264	258	234	207	232	208	212	223	211
9	285	246	264	256	234	206	231	207	211	222
10	289	284	246	262	254	233	205	230	206	210
11	315	291	280	247	263	254	233	205	230	206
合計	2,904	2,808	2,698	2,612	2,511	2,419	2,334	2,262	2,211	2,131

（住民基本台帳人口 各年 4 月 1 日）

※コーホート変化率法：過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。



推計結果によると、甲州市の0歳～11歳の子ども人口の見通しとして、令和2年度には2,419人（就学前児童1,074人、小学生1,345人）だったものが、令和6年度には2,131人（就学前児童924人、小学生1,207人）と、減少することが見込まれます。

家庭類型のタイプ	未就学児保護者 /希望（潜在）		小学生保護者 /希望（潜在）	
	実数	割合	実数	割合
A：ひとり親	23	8.8%	24	8.6%
B：フルタイム×フルタイム	123	46.9%	136	48.7%
C：フルタイム×パートタイム（一定時間以上）	103	39.3%	91	32.6%
C'：フルタイム×パートタイム（一定時間未満）	0	0.0%	0	0.0%
D：専業主婦（夫）	13	5.0%	26	9.3%
E：パート×パート（ともに一定時間以上）	0	0.0%	2	0.7%
E'：パート×パート（いずれかが一定時間未満）	0	0.0%	0	0.0%
F：無業×無業	0	0.0%	0	0.0%
全体	262	1.0	279	100.0%

アンケート調査結果から推計される家庭類型（希望）は、共働きのタイプBやタイプCが約8割となっていました。

（５） 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されました。概要は以下の通りです。

3～5歳	・保育所（園）（小規模保育施設含む）、幼稚園、認定こども園の利用料を無償化 ・幼稚園の預かり保育の利用料を無償化（上限 月 11,300 円） ・認可外保育施設の利用料を無償化（上限 月 37,000 円）
0～2歳	・住民税非課税世帯に限り、保育所（園）、認定こども園の利用料を無償化 ・住民税非課税世帯に限り、認可外保育施設の利用料を無償化（上限 月 42,000 円）

2 教育・保育の量の見込み

(1) 見込み量

■ 幼稚園利用（1号） 単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定（幼稚園・こども園）見込み	15	15	13	14	13
2号認定（幼稚園・こども園）+預かり保育見込み	21	20	18	18	17
【幼稚園利用】見込み合計	36	35	31	32	30
【幼稚園利用】確保合計-市内	97	97	97	97	97

■ 保育所利用（2, 3号） 単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
2号認定（保育所・こども園）見込み	529	502	457	463	492
確保-市内	656	656	656	656	656
3号認定（0歳/保育所・こども園）見込み	36	36	34	33	32
確保-市内	62	62	62	62	62
3号認定（1-2歳/保育所・こども園）見込み	319	286	292	284	272
確保-市内	320	320	320	320	320
【保育所利用】見込み合計	884	824	783	780	796
【保育所利用】確保合計-市内	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038

(2) 提供体制と確保の内容

①本市における教育・保育ニーズの傾向

児童人口の減少とともに、幼稚園等への利用率の微増が予想され、利用者数は微減で推移する見込みです。

②量の確保

就学前の保育・教育とも、全体的に供給に余力が出てくる見込みのため、量的拡充や新規事業についての検討は行いません。今後の就学前児童人口の推移を注視しながら、質の担保のできる供給体制を維持します。一部、3号認定については市内の確保量ではニーズを満たせない可能性があるため、市外と調整をしながら柔軟な対応に努めます。

③質の確保

幼児教育・保育の無償化の影響により、幼稚園への入園者の増加等の可能性も考えられます。供給のあり方を検討するとともに、幼児教育・保育の質の向上に資するよう教育・保育に関する専門性を有する人員の配置についても検討していきます。

また、外国につながる幼児等、特別な支援が必要な子どもへの対応については、対象となる子どもや家庭がいた場合は関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業（13 事業）

【ほぼ毎日利用する事業】

（１） 時間外保育事業（延長保育）

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する事業
------	---

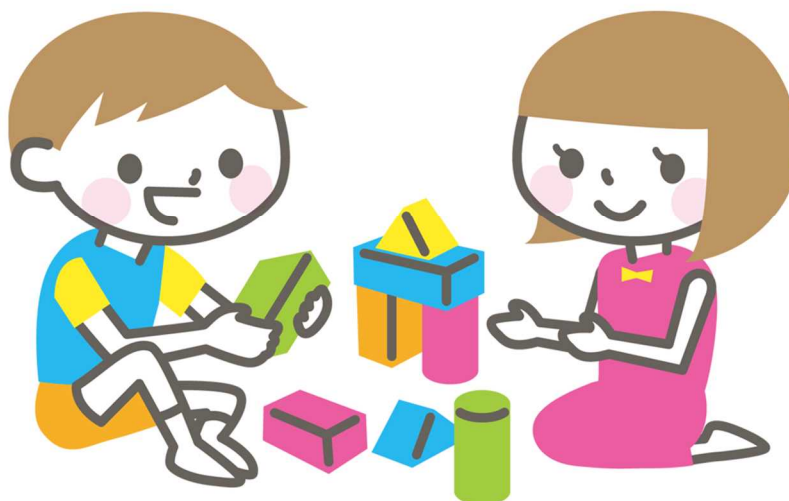
■実施状況と見込み

	平成 30 年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	332	288	273	261	258	247
確保の方策(人/年)	332	288	273	261	258	247

■提供体制の確保内容

市内のすべての保育所等で実施しています。

また、ニーズ調査結果から算出されたニーズ量を必要な事業量として見込み、引き続き各保育所等において時間外保育の実施体制の確保を図り、利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。



(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業
------	---

■実施状況と見込み

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	509	525	516	513	484	463
小学1年	392	148	146	147	136	129
小学2年		153	151	151	140	133
小学3年		116	115	115	107	102
小学4年	117	70	67	65	65	64
小学5年		22	22	21	21	21
小学6年		15	15	14	14	14
実施施設数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
定員数	535人	535人	535人	535人	535人	535人

■提供体制の確保内容

ニーズ調査結果から算出されたニーズ量を事業量として見込みました。

引き続き、地域の保護者や住民、事業者等の協力を得ながら市内14か所の児童クラブを運営し、必要な事業量の確保を図ります。



【不定期に利用する事業】

（３） 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病等により家庭において養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業
------	---

■実施状況と見込み

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	0	0	0	0	0	0
確保の方策(人/年)	0	0	0	0	0	0

■提供体制の確保内容

子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）は利用実績もなく、また、ニーズ調査結果からニーズ量も算出されませんでした。

今後、ニーズを注視し、必要に応じた検討等を行います。

（４） 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業
------	---

■実施状況と見込み

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	18,368	15,725	14,982	15,079	14,530	13,949
確保の方策(人/年)	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100

■提供体制の確保内容

ニーズ調査結果から算出されたニーズ量を事業量として見込みました。

現在、市内計4か所（こすもす・こども館、ちゅうりっぷクラブ、のびのびチビッコひろば、あっぷっぷ）で地域子育て支援センター事業を実施しています。施設や受け入れ体制を考えると1か所平均毎回25人程度の受け入れが可能な状況です。これに基づくと、年間では延べ22,100人となりますので、予想されるニーズに対応可能と考えられます。

(5) 一時預かり事業

事業概要	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預り、必要な保護を行う事業
------	--

■実施状況と見込み

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
預かり保育・定期的利用 量の見込み(人/年)	4,348	4,119	3,976	3,833	3,690	3,544
確保の方策(人/年)	4,348	4,119	3,976	3,833	3,690	3,544
その他利用 量の見込み(人/年)	1,833	1,870	1,778	1,696	1,678	1,609
確保の方策(人/年)	1,833	1,870	1,778	1,696	1,678	1,609

■提供体制の確保内容

ニーズ調査結果から算出されたニーズ量と利用実績を参照し事業量として見込みました。一時預かり事業は、幼稚園で行われる在園児を対象とした預かり保育と、その他の一時預かり事業に分けて推計を行います。

現在、市内保育所6か所、認定こども園5か所、NPO法人1か所、またファミリー・サポート・センターで一時預かり事業を実施しています。施設や確保体制を考えると、予想されるニーズに対応可能と考えられます。

(6) 病児・病後児保育事業

事業概要	病気の児童について、病院や保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業
------	--

■実施状況と見込み

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	344	706	671	640	634	607
確保の方策(人/年)	344	706	671	640	634	607

■提供体制の確保内容

ニーズ調査結果から算出されたニーズ量と利用実績を参照し事業量として見込みました。

現在、病児・病後児保育広域利用として、病児対応型・病後児対応型が10施設、病後児対応型5施設があります。施設や確保体制を考えると、予想されるニーズに対応可能と考えられます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	児童の預かり等の援助を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業
------	---

■実施状況と見込み

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年-量の見込み(人/年)	423	426	420	422	392	371
高学年-量の見込み(人/年)	313	298	288	276	278	274
確保の方策(人/年)	736	724	708	698	670	645

■提供体制の確保内容

ニーズ調査結果から算出されたニーズ量と利用実績を参照し事業量として見込みました。

現在、依頼会員は213人、援助会員は60人となっています。確保体制を考えると、予想されるニーズに対応可能と考えられます。

【その他の事業】

(8) 利用者支援事業

事業概要	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う事業
------	---

■実施状況と見込み

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1	1
確保の方策(か所)	1	1	1	1	1	1

■提供体制の確保内容

現在、塩山保健福祉センターを子育て世代包括支援センターに位置付け、利用者支援事業（母子保健型）を実施しており、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じています。

また、子育て支援課と健康増進課の窓口においても、各種制度の案内や相談支援を両課が連携して行っています。今後も、現在と同様の相談体制を維持しつつ、「ママのあんしんネットワーク会議」等を通じて関係機関とさらなる連携を図ります。

(9) 妊婦健診事業

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行うとともに、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業
------	---

■実施状況と見込み

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(件)	1,771	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
確保の方策(件)	1,771	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750

■提供体制の確保内容

妊婦1人につき14回の健診となるため、各年度の母子健康手帳交付数（見込み）×14回で推計しました。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師・保健師等が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、適切なサービス提供に結びつけるための事業
------	---

■実施状況と見込み

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(家庭)	140	152	148	142	136	132
確保の方策(家庭)	140	152	148	142	136	132

■提供体制の確保内容

対象家庭すべての訪問を想定し、0歳児の将来推計結果をもとに実績から見込みました。

(11) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
------	--

■実施状況と見込み

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	0	1	1	1	1	1
確保の方策(人)	0	1	1	1	1	1

■提供体制の確保内容

平成30年の利用実績は0人でしたが、過去における訪問の実績や状況を踏まえ、計画期間において、必要があった際は適切に対応できるよう見込みました。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園等(特定教育・保育施設等)に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業
------	--

■提供体制の確保内容

国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業
------	---

■提供体制の確保内容

国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

第6章 子育てしやすい環境の整備

1 地域における居場所づくり

●概要

子育てしやすい環境をつくっていくためには、まず在宅で子育てを行っている場合に、地域で集まったり、相談できるような場所、子どもを安心して遊ばせることができるような場所があるということが大切です。このような居場所をつくるために、以下のような事業に取り組んでいきます。

また、主任児童委員が中心となって行っている子育てサロンの活動や、母子保健計画等で取り組んでいる関連事業との連携を図っていきます。

●取り組み

施策・事業名	内容	対象	所管
子育てサークル等への支援事業	つどいの広場事業等を通じた、子育てサークルの活動支援	☐ 妊産婦 ☒ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 保護者等	健康増進課 子育て支援課
児童センター事業	児童センターにおける、子どもの遊び場等の提供	☐ 妊産婦 ☒ 乳児 ☒ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 保護者等	子育て支援課

【新・放課後子ども総合プラン】

●内容●

国においては「新・放課後子ども総合プラン」（令和元年度～5年度）を策定しており、令和3年度末までに小学生児童の放課後児童クラブ待機児童解消、それに向けた放課後子ども教室の実施、また令和5年度末までに女性就業率8割を想定した受け皿の確保を図ることが求められています。

●現状と方向性●

現在、放課後児童クラブの待機児童はなく、また平成30年度に実施したニーズ調査結果では、小学生の母親の就業率は87.0%となっています。現状でのニーズは満たされており、放課後に使用していない特別教室等を活用した放課後子ども教室も実施していません。

放課後児童クラブにおいては、引き続き、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を得るなど、安全・安心に過ごすことができる子どもの居場所づくりを推進します。

2 特別な支援を必要とする子どもへの支援

●概要

特別な支援を必要とする子どもに対しては、専門的な知識や技術を持った県の機関などと連携しながら、必要な支援を受けることができるように体制を整えていく必要があります。

児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、子どもの保護と支援、保護者への指導と支援といった、各段階で切れ目が無い、また様々な視点からの総合的な対策が必要になります。

ひとり親家庭については、母子家庭の場合にパートやアルバイトで働いている人の割合が高いなど、経済的な面などにおいて、子育てで課題を抱えている場合があります。そのため子育てや生活、就業などについての相談対応や情報提供を行っていきます。

障害がある子どもに対しては、障害の早期発見と治療が行えるように、保健、福祉、教育、医療等で連携して、健診・指導・相談の充実を図っていきます。また、必要な場合には、県などで実施している広域的、専門的な支援を受けることができるように連携を図っていきます。

特に近年は、少子高齢化や家族構成の変化などから上記の支援内容が複雑かつ専門的な対応が必要な相談が増加していることから、「いざという時」に「断らない」相談支援体制の構築。また、新たな福祉サービスの制度が増加する中、限られた人員体制での的確な対応を実施するために福祉に関する専門職の個々の資質の向上と、人材を効率的、効果的に生かせる体制づくりが必要となっております。

このようなことから、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問などによる継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う、「甲州市子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

●取り組み

施策・事業名	内容	対象	所管
児童虐待防止ネットワークによる連携	要保護児童地域対策協議会等開催により、検討及び情報の共有化を図る	☒ 妊産婦 ☒ 乳児 ☒ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 保護者等	福祉課
子ども家庭総合支援拠点事業	子どもとその家庭を対象として福祉に関し必要な支援に係る業務を行う	☒ 妊産婦 ☒ 乳児 ☒ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 保護者等	福祉課
発達障害早期総合支援事業	臨床心理士が相談・支援等をする中で、発達障害等の早期発見・早期支援を行う	☐ 妊産婦 ☒ 乳児 ☒ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 保護者等	教育総務課 健康増進課
ひとり親家庭等への自立支援	自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費給付金事業	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☒ 保護者等	子育て支援課
ひとり親家庭等への相談体制の充実	母子相談員・窓口で対応	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☒ 保護者等	子育て支援課

施策・事業名	内容	対象	所管
ひとり親家庭等への情報提供	研修・行事への勧誘、チラシ配布	□妊産婦 □乳児 □幼児 □小学生 □中学生 ■保護者等	子育て支援課
ひとり親医療費助成制度	非課税のひとり親家庭の親と18歳以下の子どもが対象	□妊産婦 ■乳児 ■幼児 ■小学生 ■中学生 ■保護者等	子育て支援課
障害児保育事業	保育所における障害児の受け入れを推進し、障害児の福祉の向上を図る	□妊産婦 ■乳児 ■幼児 □小学生 □中学生 □保護者等	子育て支援課
障害児通所支援事業	児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援などを実施	□妊産婦 □乳児 ■幼児 ■小学生 ■中学生 ■保護者等	福祉課
地域生活支援事業	日中一時支援、移動支援、訪問入浴サービス	□妊産婦 □乳児 ■幼児 ■小学生 ■中学生 ■保護者等	福祉課
医療的ケア児への支援	医療的ケアが日常的に必要な子どもへの支援について協議の場を設け、支援を調整するコーディネーターの配置を検討する	□妊産婦 □乳児 ■幼児 ■小学生 ■中学生 ■保護者等	福祉課

3 経済的な支援

●概要

経済的な不安が子育てに影響を及ぼすことがないように、各種手当や助成制度をはじめとする経済的支援に取り組んでいきます。

●取り組み

施策・事業名	内容	対象	所管
赤ちゃんすくすく支援事業	ベビーベッド、ベビーシート及びベビーバスの無料貸出 (満1歳未満児まで)	□妊産婦 ■乳児 □幼児 □小学生 □中学生 □保護者等	子育て支援課
出産祝金	第2子以降支給	■妊産婦 ■乳児 □幼児 □小学生 □中学生 □保護者等	子育て支援課

施策・事業名	内容	対象	所管
児童手当	中学校3年生まで対象	□妊産婦 ■乳児 ■幼児 ■小学生 ■中学生 □保護者等	子育て支援課
子ども医療費助成事業	0歳から中学校3年生まで対象 (入院に限り高校3年生まで)	□妊産婦 ■乳児 ■幼児 ■小学生 ■中学生 □保護者等	子育て支援課

4 子育てにやさしいまちづくり

●概要

安心して子育てができる環境を実現するためには、日々の暮らしの中で感じている不安を取り除き、生活環境の安全性を確保していく必要があります。

そのため、地域住民や地域の組織、関係機関などと協力しながら、防犯活動や交通安全運動の推進など、子どもの安全を見守るための体制整備を進めていきます。また、遊具や歩道など、子どもが利用する設備などが安全に利用できるように整備を進めていきます。

●取り組み

施策・事業名	内容	対象	所管
公園の整備事業	児童公園・都市公園等の遊具の点検確認	□妊産婦 ■乳児 ■幼児 ■小学生 □中学生 □保護者等	子育て支援課 都市整備課
地方道整備事業	歩道設置事業	□妊産婦 □乳児 □幼児 ■小学生 ■中学生 □保護者等	建設課
妊婦にやさしい歩道づくり	新規改良道路のバリアフリー化	■妊産婦 ■乳児 ■幼児 ■小学生 ■中学生 ■保護者等	建設課
幼児・子どもの交通安全教室	保育所(園)、幼稚園での交通安全教室	□妊産婦 □乳児 ■幼児 □小学生 □中学生 □保護者等	市民生活課
小学生の交通安全教室	小学校での交通安全教室	□妊産婦 □乳児 □幼児 ■小学生 □中学生 ■保護者等	市民生活課
安全な通学路の確保	青色防犯パトロールカーによる通学路の見回り	□妊産婦 □乳児 □幼児 ■小学生 ■中学生 □保護者等	教育総務課

施策・事業名	内容	対象	所管
児童・生徒を対象とした防犯、防災訓練等の充実	不審者対策訓練・研修、下校時防犯指導等	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 保護者等	教育総務課
学校職員の防犯に関する研修会	小中学校を対象に実施	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 保護者等	教育総務課
児童を対象とした防犯機器支給	小学校の入学時に防犯ブザーを支給	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☒ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 保護者等	教育総務課
「子ども 110 番の家」等設置事業	「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 保護者等	教育総務課
警察、学校及び関係機関との安心ネットワークの構築	警察からの不審者情報の配信	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 保護者等	教育総務課
安全・安心マップの作成	児童・生徒が犯罪等の被害に遭わないためのマップの作成と配布	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 保護者等	教育総務課
いきいき教育のための地域人材の活用	学校支援地域ボランティア事業で通学時見守り隊を実施	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 保護者等	教育総務課

5 次の世代の育成

●概要

子どもは次の世代をつくる親となっていくます。しかし、子どもの数が少なくなる中で、赤ちゃんとのふれあったりする機会が無いまま自分が出産をするような母親の割合が増えています。そのため、長期的な視点に立って、子どもを産み育てることの意義や命の大切さについて、実際に乳幼児とのふれあいなどを通じて理解する機会をつくっていきます。また、あわせて思春期の様々な心や体の問題に対応していきます。

●取り組み

施策・事業名	内容	対象	所管
赤ちゃんとのふれあい体験	講和（命のはじまり、胎児の発育、出産、育児等）と赤ちゃんとのふれあい体験	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 保護者等	健康増進課 教育総務課

施策・事業名	内容	対象	所管
思春期を対象とした家庭教育学級などに関する講演会	さわやか講演会	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☒ 保護者等	生涯学習課 福祉課
思春期の保健対策の充実	講演会、学習会、特別授業	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 保護者等	教育総務課
小中学校におけるAIDS教育	AIDS講演会	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 保護者等	教育総務課



【子どもの未来を応援する支援の推進】

●内容●

厚生労働省によれば、日本の子どもの貧困率は13.9%（平成27年）で、17歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあるといわれています。このような環境は経済的困窮だけでなく、学習意欲の低下や自己肯定の欠如といった影響を及ぼし、社会の担い手となる子どもの健やかな成長を妨げ、社会的な損失に繋がるといわれています。

国ではこの対策として教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などの充実・強化を目指していますが、本市でも取り組みを推進していきます。

●現状●

本市では平成30年度に実施したニーズ調査で、『生活困難』の指標として「子どもの多様な体験」についての質問を設け、現状について調査したところ、①～⑮の項目において3つ以上「経済的に困難」と回答した保護者は2.5%となっていました。

■お子さんやご家族で、以下のようなことをしましたか。（小学生対象 n=285）

単位：%

	した	していない	経済的に困難	無回答
①海水浴に行く	78.2	20.0	1.4	0.4
②博物館・科学館・美術館などに行く	91.6	7.7	0.4	0.4
③キャンプやバーベキューに行く	77.9	20.4	0.7	1.1
④スポーツ観戦や劇場に行く	71.6	26.0	0.7	1.8
⑤遊園地やテーマパークに行く	94.0	3.5	1.8	0.7
⑥毎月おこづかいを渡す	28.8	68.4	1.8	1.1
⑦毎年新しい洋服・靴を買う	95.1	4.2	0.4	0.4
⑧習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる	88.8	9.5	1.4	0.4
⑨学習塾に通わせる	33.3	58.6	6.3	1.8
⑩お誕生日のお祝いをする	99.6	0.0	0.0	0.4
⑪1年に1回くらい家族旅行に行く	81.4	13.0	4.6	1.1
⑫クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる	98.6	1.1	0.0	0.4
⑬子どもの年齢に合った本を読ませる	81.1	17.5	0.4	1.1
⑭子ども用のスポーツ用品・おもちゃを買う	96.8	2.1	0.7	0.4
⑮子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所がある	96.8	2.5	0.0	0.7

●今後の方向性●

本市では、従来からの取り組みである「子ども医療費助成事業」、経済的に困難な世帯への学用品等を援助する「就学援助」、子どもの食への理解を深める「野菜づくり体験」や「子ども料理教室」、「食育カルタ」、保護者の就労等を支援する「ひとり親家庭等への自立支援」などにより、子どもに対する医療体制の充実、正しい食生活や生活習慣の確立、といった環境の整備を引き続き推進します。

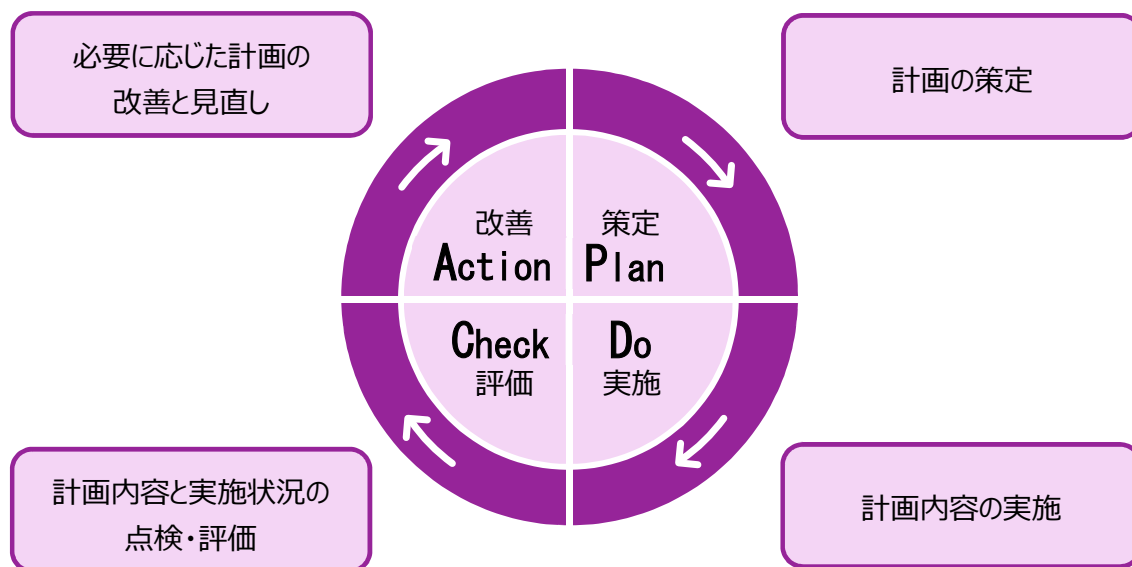
第7章 計画の評価と見直し

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域社会を構成する子ども・子育て支援事業者、学校など様々な団体・機関との連携を図りつつ、市民の意見を取り入れながら、子育て支援の推進を図ります。

2 進捗状況の管理

本計画の実現に向けては、PDCAサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価を行い、必要性に応じて、計画の改善や見直しなどの措置を講じていくこととします。



資料編

1 子ども・子育て会議

○子ども・子育て会議 委員等名簿

No.	氏 名	所属機関・団体等	備考
1	田邊 康仁	学識経験者（塩山）	
2	三森 美恵子	学識経験者（勝沼）	
3	天野 眞由美	学識経験者（大和）	
4	古屋 純子	保育所連合会会長	副会長
5	荻原 貴博	保育所保護者連合会会長	
6	内藤 逸子	民生委員児童委員連絡協議会	
7	鶴田 幸一郎	甲州市医師会	
8	吉田 直紀	認定こども園 塩山カトリック幼稚園	
9	野口 雅美	男女共同参画推進委員会	
10	廣瀬 美香	子育て支援関係者	
11	相澤 裕美	子育て支援関係者	
12	宿澤 齊	社会教育委員	
13	渡邊 靖	小中学校校長会会長	会長
14	三森 俊彦	小中学校 PTA 連絡協議会会長	

事務局

1	広瀬 聡子	子育て支援課長
2	広瀬 秀一	児童福祉担当
3	金井 さくら	児童福祉担当
4	奥山 清	保育所担当
5	池田 司	保育所担当
6	清水 修	教育総務課 教育総務担当